

## 【駐車場法に基づく路外駐車場の届出の手引き】

南丹市土木建築部都市計画課

### ○ 駐車場法とは

駐車場法とは、都市における自動車の駐車施設の整備に関して必要な事項を定め、道路交通の円滑化を図り、都市機能の維持及び増進に寄与することを目的として定められています。

この法律により、一定の条件に該当する路外駐車場を設置する場合は、あらかじめ市長に設置の届出をしなければなりません。

### ○ 届出が必要な駐車場

以下の**3つの条件全て**に該当する路外駐車場は駐車場法に基づく届出が必要です。

①	都市計画区域内において道路の路面外に設置されている駐車場で一般公共の用に供されているもの（不特定多数の一般公衆が自由に利用できること。月極め駐車場や従業員駐車場、店舗駐車場は除く。）
②	駐車のに供する部分の面積（駐車マス部分の面積であり、車路や管理室の面積は含まない）が、500㎡以上であるもの。（自動二輪専用駐輪場も対象となります。） ※駐車のに供する部分と車路とが構造上判然としない場合は、駐車のに供する部分の面積は車路の面積を含めます。
③	利用について料金を徴収するもの

### ○ 届出義務者

届出対象となる駐車場を設置する者（路外駐車場管理者）

### ○ 技術的基準

路外駐車場で自動車の駐車のに供する部分の面積が500㎡以上であるものの構造及び設備は、建築基準法等、法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、駐車場法施行令で定める技術的基準を満たしている必要があります。

これらの技術基準については、一般公共の用に供されているもので駐車マスが500㎡以上の駐車場を設置する際は、届出義務が無い場合（料金徴収が無い場合や設置場所が都市計画区域外の場合など）でも上記法令に定められた技術的基準に基づき設置しなければなりません。

### ○ 管理規定の届出

路外駐車場管理者は、路外駐車場を供用開始しようとするときは、その業務の運営の基本となるべき管理規定を定めるとともに、当該路外駐車場の供用開始後10日以内に市長へ届け出なければなりません。

○ 路外駐車場の休止・廃止等の届出

(休止・廃止の届出)

路外駐車場管理者は、路外駐車場の全部又は一部の供用を休止し、又は廃止したときは、10日以内に所定の様式に従って市長に届け出なければなりません。

(再開の届出)

休止している路外駐車場の全部又は一部の供用を再開したときも10日以内に市長へ届け出なければなりません。

○ 各届出に必要な書類 (提出部数は各2部)

**路外駐車場の設置(変更)届出**

届出時期：工事着手前

- ① 路外駐車場設置(変更)届出書 (変更届の場合は変更箇所を朱書すること)
- ② 技術的基準チェックシート(駐車場法)
- ③ 添付図面

書類・図面	内 容	備 考
1. 位置図	路外駐車場の位置を表示した地形図	縮尺 1/10000 以上
2. 平面図	次の事項を表示した平面図 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 路外駐車場の区域</li> <li>・ 路外駐車場の自動車の出口及び入口、自動車の車路その他の主要な施設(建築物の内部にあるものを除く。)</li> <li>・ 路外駐車場の附近の道路並びにその道路内の同法施行令第7条第1項に規定する道路の部分及び橋</li> <li>・ 屈曲部、傾斜部の詳細(寸法)が記入されたもの</li> </ul>	縮尺 1/200 以上
3. 平面図、立面図、断面図	建物である路外駐車場にあつては、各階平面図及び2面以上の立面図並びに断面図	<b>建物の場合のみ添付</b> 縮尺 1/200 以上

**路外駐車場管理規定の届出**

届出時期：供用開始後10日以内

- ① 路外駐車場管理規定(変更)届出書
- ② 管理規定

**路外駐車場の休止・廃止等の届出**

届出時期：休止・廃止・再開してから 10 日以内

- ① 路外駐車場廃止（休止・再開）届出書

**○ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）に基づく特定路外駐車場の届出について**

駐車場法の届出が必要な路外駐車場は、駐車場法の技術基準を満たした計画で設置の届出を行う必要がありますが、加えて、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下 バリアフリー新法）」の特定路外駐車場にも該当することとなるため、車いす使用者用駐車施設を設けるなど、省令に定める技術的基準も満たしている必要があります。

**○ 届出が必要な駐車場**

以下の **3つの条件全て** に該当する路外駐車場はバリアフリー新法に基づく届出が必要です。

①	道路の路面外に設置されている駐車場（都市計画区域内外問わない）で一般公共の用にされているもの。（道路附属物の駐車場や公園施設である駐車場、建築物及び建築物に属する駐車場は除く。）
②	駐車のために供する部分の面積（駐車マス部分の面積であり、車路や管理室の面積は含まない）が、500 m <sup>2</sup> 以上であるもの。
③	利用について料金を徴収するもの

バリアフリー新法の届出は、以下のとおり路外駐車場の設置場所が都市計画区域内か都市計画区域外かによって手続きが異なります。

**都市計画区域内の場合**（園部町・八木町 ※一部地域を除く）

都市計画区域内での路外駐車場の設置届については駐車場法に基づく届出をしていただくこととなりますので、その際にバリアフリー新法の届出に関する以下の様式及び図面を駐車場法の届出に添付してください。

（必要書類・図面）提出部数は各 2 部

- ① 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 12 条第 1 項ただし書に基づく、路外駐車場設置（変更）届出書に添付する書面
- ② 技術的基準チェックシート（バリアフリー新法）
- ③ 添付図面

書類・図面	内 容	備 考
平面図	車いす使用者用駐車施設、移動円滑化経路、その他主要施設を表示したもの	縮尺 1/200 以上

**都市計画区域外の場合**（日吉町・美山町 ※園部町・八木町の一部地域を含む）

都市計画区域外の地域での路外駐車場の設置は、駐車場法の届出が不要（ただし、駐車場法上の技術的基準は適用有）ですので、バリアフリー新法の設置届出のみを以下の様式及び図面を添付して行ってください。

（必要書類・図面）提出部数は各2部

- ① 特定路外駐車場設置（変更）届出書
- ② 技術的基準チェックシート（バリアフリー新法）
- ③ 添付図面

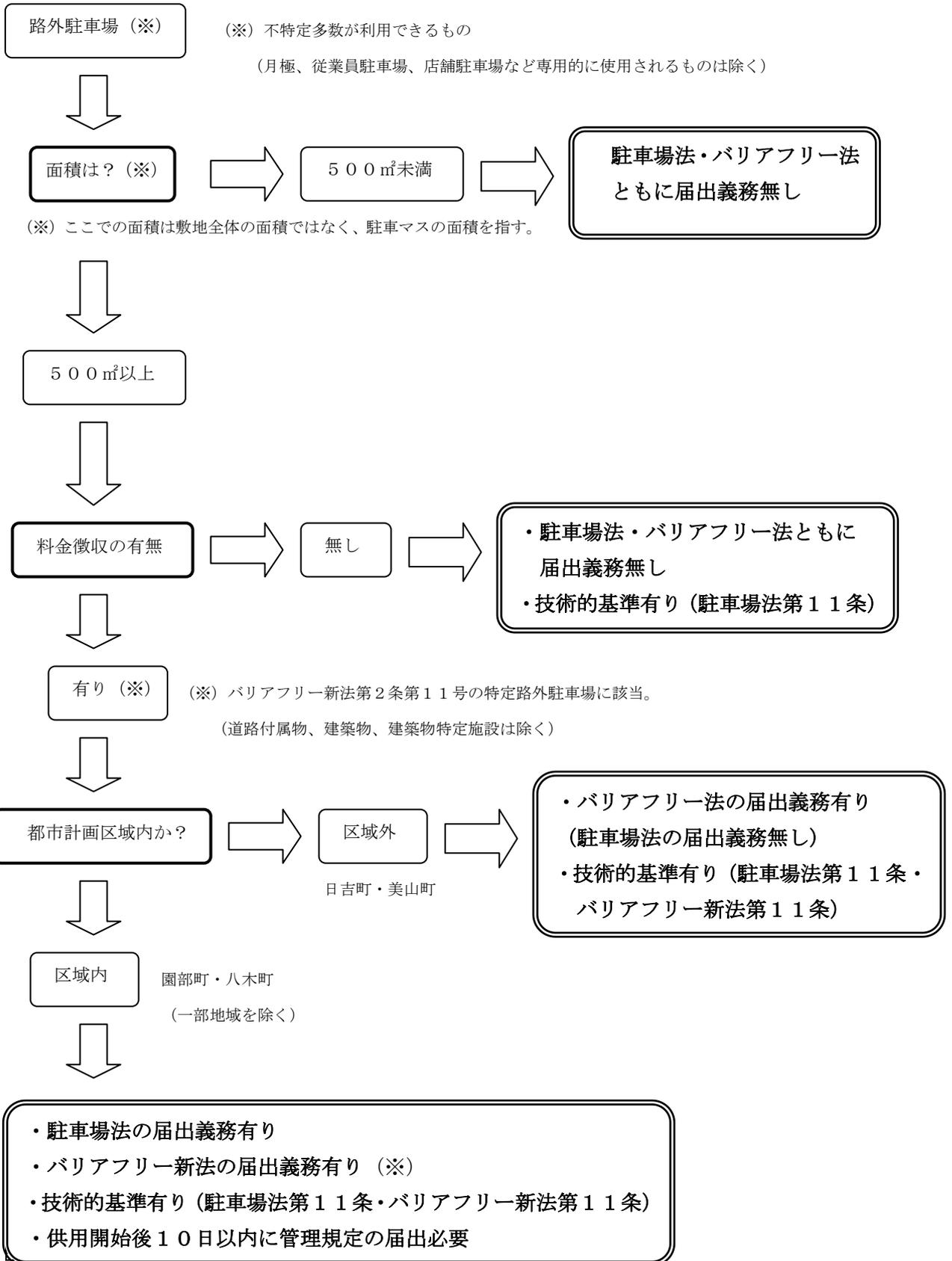
書類・図面	内 容	備 考
1. 位置図	路外駐車場の位置を表示した地形図	縮尺 1/10000 以上
2. 平面図	次の事項を表示したもの ・ 特定路外駐車場の区域 ・ 車いす使用者用駐車施設、移動等円滑化経路、 その他主要施設	縮尺 1/200 以上

問合せ 南丹市土木建築部都市計画課

TEL 0771-68-0052

FAX 0771-63-0654

路外駐車場届出要否判定フロー



(※) 駐車場法で届出をする場合は、バリアフリー新法の届出については、同法施行規則第7条第2項第2号様式及び平面図を駐車場法の届出書に添付することとなっています

届出手続きフロー

